

手形・小切手の最終振出期限に伴う当座勘定規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕）は、2025 年 9 月 30 日にお知らせした「[手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて](#)」のとおり、手形・小切手（パーソナルチェック※および銀行振出小切手を含む）の最終振出期限を 2026 年 9 月 30 日としています。

※個人名義の当座預金に基づいて振り出す小切手

これに伴い、以下の規定を改定します。

1. 改定する規定

- ・当座勘定規定書
- ・代金取立規定

2. 主な改定内容

- ・振出日に関する記載の追加
 - ・手形用紙の請求に関する記載の削除
- ※詳細は新旧対比表をご確認ください。

3. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

ご不明な点がございましたら、[お取引店](#)までお問い合わせください。

新旧対比表

(下線部分が改定箇所)

【当座勘定規定】

現状	改定後
第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② ～④ （現行通り）	第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、振出日が2026年10月1日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> ② ～④ （現行通り）
第8条（手形、小切手用紙） ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ ～⑥ （現行通り）	第8条（手形、小切手用紙） ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、使用の際、2026年10月1日以降を振出日とし、または、振出日を記載しないで振り出すことはできません。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> ③ ～⑥ （現行通り）

現状	改定後
第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします ② （現行通り）	第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で<u>振出日が 2026 年 10 月 1 日以降のもの、もしくは振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> ② （現行通り）
第 19 条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ② （現行通り）	第 19 条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>ただし、線引小切手記載の振出日が 2026 年 10 月 1 日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> ② （現行通り）

【約定手形用法】

現状	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>(削除)</u> 記入してください。
8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	8. <u>(削除)</u>

【為替手形用法】

現状	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>(削除)</u> 記入してください。
10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	10. <u>(削除)</u>

【小切手用法】

現状	改定後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>ただし、振出日が 2026 年 10 月 1 日以降であるもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶できるものとします。</u> <u>8.（削除）</u>

【代金取立規定】

現状	改定後
1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。	1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>